

基金掛金の納付方法について

基金の掛金は、原則として預金口座振替で納付をお願いしております。
当基金では、代金回収サービス会社に振替業務を委託し、データによる一括での振替処理を実施しております。

全国の金融機関（一部除く）を取扱っておりますので、現在ご使用の口座でご利用が可能です。

既に参加の事業所様にも、この口座振替へご変更をお願いしておりますので、当サービスのご利用をお願いいたします。

三菱UFJファクター

取扱金融機関

都市銀行、地方銀行、第二地銀協加盟行、信用金庫、農業協同組合等

* 外国銀行・信用組合・農業協同組合等の一部に取扱いできない場合がありますので基金までご照会ください。

1. 引落日（振替日）

毎月月末（土日祝の場合は翌営業日）

2. 領収書の送付

毎月18日に基金より送付（土日祝の場合は前営業日）

* 翌月の掛金納入告知書に同封

3. 提出書類 * 基金ホームページに掲載しております。

・ 預金口座振替依頼書

記入の仕方はホームページに記入例を掲載していますので、そちらをご覧ください。

「預金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、金融機関届出印をご捺印のうえ、基金あてにお送りください。

※金融機関の証明は必要ありません。

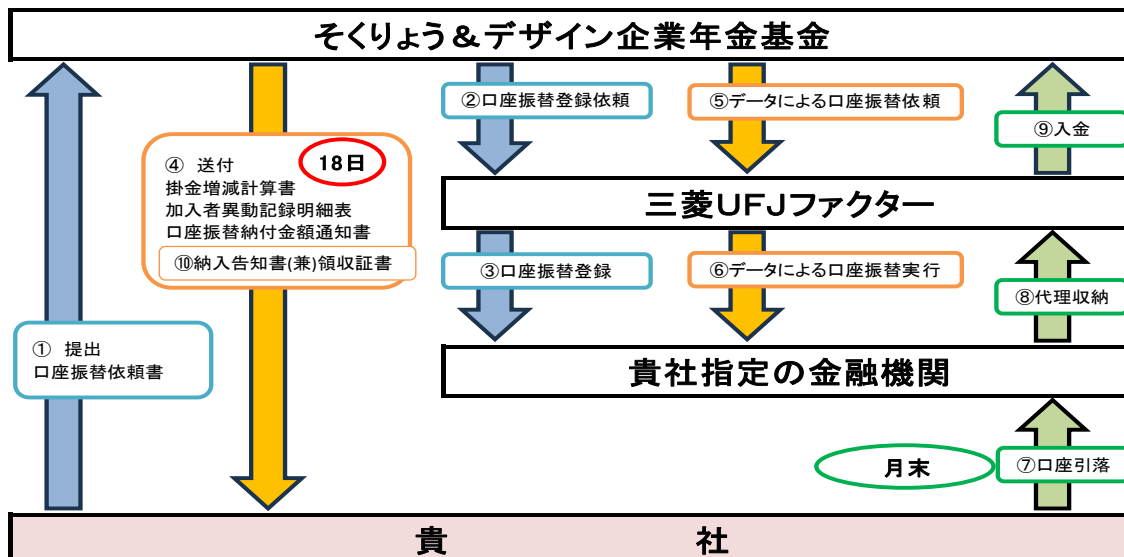
（裏面へ）

□ 預金口座振替開始月のご案内

基金では、ご提出頂いた「預金口座振替依頼書」を毎月1度、20日前後に取りまとめ、翌月より預金口座振替が開始できるよう事務処理を行ないます。

なお、振替開始日は別紙にてご案内いたします。

□ 預金口座振替事務処理の流れ



□ 預金口座の残高が不足のときには

預金口座の残高が不足のため振替ができない場合は、再度振替は行えません。振替ができない場合には、基金より納入告知書を再交付いたしますので金融機関の窓口より直接納入してください。この場合、指定金融機関以外では送金手数料が必要となります。

《指定金融機関》 三菱UFJ銀行、りそな銀行

□ 預金口座の変更のときには

金融機関を変更するときには、依頼書の提出が必要となります。

新規登録を行う場合と同様に、「預金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、金融機関届出印を捺印後、基金宛にお送りください。

ただし、事務処理の関係上、21日から月末までに提出された場合は事務処理の都合により翌々月からの取扱いとなります。

振替開始日は別紙にてご案内いたします。

ご不明な点等がございましたら、当基金までお問い合わせください。

そくりょう&デザイン企業年金基金
電話番号 (03)3235-7231 (業務部)